

中小企業、残業削減・業務効率化のポイント

『時間外労働・割増賃金率引上げ』対策にも

働き方改革関連法(改正労働基準法)では2023年4月より、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引上げが中小企業にも適用され50%となっています。中小企業にとっても残業削減はますます重要な課題となります。本セミナーでは、2023(令和5)年4月1日施行の労働基準法改正による割増賃金率引上げの法改正の内容と対策、残業削減や業務効率化等について解説致します。ぜひ、この機会にご参加ください。

【講師】

有限会社島田教育総合研究所

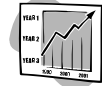
代表取締役

島田 義也 氏



【セミナー概要】

- 働き方改革関連法の概要、割増賃金率引上げ(改正労働基準法)について
- 法改正への対策と求められること
- 時短を図る際に留意すること
 - ◇トップ、管理者、全社員で実行 等
- なぜ多くの会社で残業は減らないのか
 - ◇残業の9つのタイプ ◇残業を減らすためのポイント
- 事例紹介 ■まとめ



【プロフィール】

昭和34年生まれ。東京都出身。昭和57年早稲田大学法学部卒。(株)ユーハイム、管理者養成学校等を経て平成6年独立。現在、(有)島田教育総合研究所代表取締役。企業内研修等の講師、コンサルタントとして活躍。自らも経営を30期続け様々な自社改革に取り組む。<著書>「経費節減578のアクション」(共著 中経出版)、「さて、困った! ビジネス便利帳」(日経連タイムス)、「教育スタッフ基礎講座」(産労総合研究所「企業と人材」)

開催日時

令和6年1月17日(水)14:00~16:00

場所

さいたま商工会議所会館 2階ホール (さいたま市浦和区高砂3-17-15)

※会場にお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

受講料

無料

定員

50名 (定員になり次第締切ります)

対象者

小規模事業者

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。

※または、お近くの支所までお申込み下さい。

主催 **さいたま商工会議所 中小企業相談所 浦和支所**

TEL 048-838-7701 FAX 048-838-7710

大宮支所【TEL】646-4141 / 与野支所【TEL】855-8011 岩槻支所【TEL】756-1445 / 業務本部【TEL】641-0084

お申込みは今すぐFAXにてどうぞ! ➡ FAX:048-838-7710

さいたま商工会議所浦和支所 行

「中小企業、残業削減・業務効率化のポイント」受講申込書

令和6年1月17日開催

事業所名		TEL	
事業所住所			
受講者氏名			